**●暮らし**

**北原工業団地周辺の市道工事にともなう交通規制**

　北原工業団地周辺の市道工事にともない交通規制を行います。通行の際は標識や誘導員の指示に従い、安全に通行してください。皆さんの協力をお願いします。

 商工振興課企業立地担当 23-7091

**小規模工事等契約希望者登録申請の受付**

　平成29年度から平成31年度までに市が発注する小規模等工事の受注を希望する場合は登録申請が必要です。ただし、一括下請けは認めないため、自ら施工できる範囲に限ります。

期間　2月1日～28日

場所　財政課入札契約担当

対象　市内に事業所を有し、市税などに未納がないもの

※大崎市入札参加業者登録（建設工事）　をしているものは申請できません。

申込　市ウェブサイトから申請様式をダウンロードし、申請書一式と登録通知書送付用の返信用封筒を財政課に郵送（古川七日町1-1）か持参

※受領票などは発行しません。受領を　証明するものを希望する場合は、返　信用はがきなどを作成し、申請書と　併せて提出してください。

 財政課入札契約担当 23-5177

**社会教育関係団体登録更新の受付**

　現在の社会教育関係団体登録許可期間は3月31日までとなります。引き続き許可を希望する団体は、更新手続きが必要となります。

登録方法　2月28日まで各提出場所に備え付けの申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付して申請

※申請書様式は、市ウェブサイトから　ダウンロードできます。

提出場所　生涯学習課、中央公民館、松山公民館、三本木公民館、鹿島台公民館、岩出山公民館、鳴子公民館、沼部公民館

 生涯学習課総務担当 72-5035

**住民基本台帳閲覧状況の公表**

　住民基本台帳法に基づき、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの1年間の閲覧状況を公表します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 申請 | 閲覧対象者 |
| 国・地方公共団体 | 3件 | 1,039人 |
| 個人・法人 | 15件 | 994人 |

公表（閲覧）開始日　1月4日

公表場所　市政情報センター（市役所東庁舎1階）、市政情報コーナー（各総合支所総務課内）

 市民課住民記録係 23-6079

**●年末年始公共施設の業務のお知らせ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設 | 12月 | 1月 |
| 届け出・手続き | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
|  | 市役所（23-2111）各総合支所 | 平常受付 | 平常受付 | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 平常受付 |
| 診療 | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
|  | 市民病院（23-3311）各分院・診療所健康管理センター | 平常受付 | 平常受付 | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 平常受付 |
|  | 夜間急患センター（23-9919） | 平常受付 | 平常受付 | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 休み | 平常受付 |
| 燃やせないごみ（直接搬入） | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
|  | 大崎広域リサイクルセンター（28-1756） | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 休み | 休み | 休み | 平常受付 | 平常受付 |
| 燃やせるごみ（直接搬入） | 27日 | 28日 | 29日 | 30日 | 31日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 |
|  | 大崎広域中央クリーンセンター（28-2386） | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 休み | 休み | 休み | 平常受付 | 平常受付 |
|  | 大崎広域東部クリーンセンター（43-2597） | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 休み | 休み | 休み | 平常受付 | 平常受付 |
|  | 大崎広域西部玉造クリーンセンター（78-2166） | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 平常受付 | 休み | 休み | 休み | 平常受付 | 平常受付 |

※休業期間中の出生・婚姻・死亡届などの戸籍届け出は、市役所西庁舎、各総合支所の守衛室で受け付けます。

※年末のし尿汲み取りは、大変込み合いますので、早めに申し込んでください。

※リサイクルセンター、各クリーンセンターの搬入受付時間は8時30分～12時、13時～16時30分です。時間に余裕をもって　搬入してください。

**固定資産（家屋）基礎資料整備事業に伴う一次調査**

　固定資産税の適正で公平な課税を目的に、航空写真をもとに固定資産税課税台帳に登録のない家屋の一次調査を行っています。

　今回は委託業者（パスコ）による外観調査のため、敷地内に立ち入ることはありません。市内各地域で順次調査を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

実施期間　3月21日まで

 税務課家屋担当 23-2148

**宮城県最低賃金の改正**

　宮城県内の事業場で働く労働者に適用される特定（産業別）最低賃金が、平成28年12月15日から下記のとおり改正されました。

　なお、通勤手当や家族手当、時間外・休日・深夜手当などは最低賃金の計算に含まれません。

特定（産業別）最低賃金 時間額

鉄鋼業 847円

自動車小売業 815円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 798円

 宮城労働局賃金室 022-299-8841

**勤労者生活安定資金融資**

　市内に居住または勤務する勤労者の皆さんに、生活資金などを融資する制度を設けています。

生活資金

限度額　100万円

返済期間　7年以内

貸付利率　年2.65%

融資対象者　次のすべてを満たす人

市内に勤務先を有する人または市内に住所を有する人　東北労働金庫の会員となっている人または会員となる資格を有する人

※融資には、連帯保証人または東北労働金庫が指定する信用保証機関の保証が必要です。

申込先　東北労働金庫古川支店

教育資金

限度額　300万円

返済期間　10年以内（据置期間5年以内を含む）

貸付利率　年1.65%

融資対象者　次のすべてを満たす人

市内に勤務先を有する人または市内に住所を有する人　東北労働金庫の会員となっている人または会員となる資格を有する人

※融資には、連帯保証人または東北労働金庫が指定する信用保証機関の保証が必要です。

申込先　東北労働金庫古川支店

育児・介護休業者生活資金

限度額　100万円

返済期間　7年以内（据置期間1年以内を含む）

貸付利率　年1.35%

融資対象者　次のすべてを満たす人

市内に勤務先を有する人または市内に住所を有する人　育児休業・介護休業を取得中の人、育児休業・介護休業を取得しようとする人で、現在の事業所に1年以上勤務し、休業終了後に同一事業所に復職する人　融資申込日に、育児休業・介護休業終了予定日まで1カ月以上の期間がある人　東北労働金庫の会員となっている人または会員となる資格を有する人

※融資には、連帯保証人または東北労働金庫が指定する信用保証機関の保証が必要です。

申込先　東北労働金庫古川支店

 東北労働金庫古川支店 24-1400

**自動車事故被害者の救済制度**

　自動車事故で重度の後遺症が残った人や亡くなった人の家族を救済するため、次の制度があります。

交通遺児等育成資金貸付制度

　無利子の貸付制度です。進学する場合は、返還の猶予があります。

貸付金額　一時金155,000円、月額20,000円または10,000円

貸付要件　市町村民税が非課税、均等割のみ課税などの人

対象者　0歳～中学3年生

返還方法　割賦で原則20年以内の均等払い

介護料支給制度

　障害の程度、介護に要する費用に応じて支給します。

受給資格　自動車事故で重度の後遺障害が残ったために介護を必要とする人

支給額　月額29,290円～136,880円

交通事故被害者ホットライン

　交通事故被害の相談先に困っている人へ、各種サービスを案内します。

連絡先　交通事故被害者ホットライン（0570-000738）

東北療護センター入院施設

　自動車事故で脳を損傷し、重度の精神神経障害が継続する状態で治療や常時の介護を必要とする人の入院施設があります。

問い合わせ　東北療護センタ―（022-247-1171）

 自動車事故対策機構仙台主管支所

　 被害者援護担当 022-204-9902

**林業退職金共済制度（林退共）の退職金給付**

　林退共制度に加入し、退職金をまだ受け取っていない人を探しています。

　以前、林業の仕事をしていた人で、林退共に加入していたか分からない人の加入歴も調べることができます。

　また、り災した共済契約者や被共済者に対し、各種手続（共済手帳の紛失、退職金の請求など）の必要が生じた場合は、最寄りの支部や本部にお問い合わせください。

 勤労者退職金共済機構林業退職金

　 共済事業部 03-6731-2887

**1月10日は110番の日**

　110番は、事件や事故の状況をいち早く警察官に知らせるための緊急用電話です。要望や相談は、県警察相談センター（#9110）に電話してください。

通報の要点　事件、事故に遭遇（目撃）した場合は、すぐに通報する　いつ、どこで、何があったかを正確に伝える　身の危険がある場合以外は、警察官が駆け付けるまで通報場所から離れないようにする

 古川警察署 22-2311

　 鳴子警察署 82-2249